

令和6年(2024年)5月29日  
厚生委員会  
報告事項資料  
保健総務課

## 特定個人情報保護評価全項目評価の再実施に伴うパブリックコメントの実施について

### 1 報告趣旨

八王子市情報システム標準化基本方針に基づき、標準化対象業務である総合健診システムについては、ガバメントクラウド(※1)へ移行を予定している。これに伴い、個人情報及びマイナンバーを組み合わせた特定個人情報の保管場所等がガバメントクラウド上に変更となることから、既に特定個人情報保護評価(※2)の全項目評価を実施している「予防接種に関する事務」について、再実施が必要となった。全項目評価の再実施については、パブリックコメントの実施が義務付けられているため、その内容について報告する。

### 2 報告内容

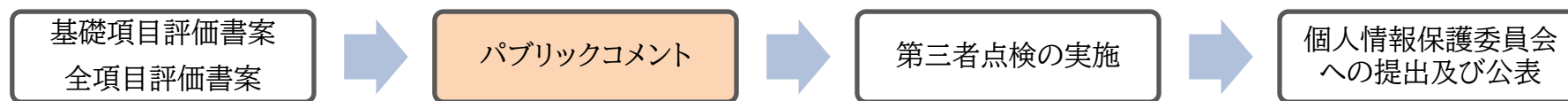
#### (1) 素案の内容

従来の「予防接種に関する事務」全項目評価書の内容に、ガバメントクラウド移行に伴う追記を行い、特定個人情報全項目評価の再実施を行う。

#### (2) 追加する内容

ガバメントクラウド移行に伴う保管場所、消去方法、リスク対策

(3) 特定個人情報保護評価のイメージ



(4) パブリックコメントの実施予定

ア 期 間 令和6年(2024年)7月1日(月)から7月31日(水)まで

イ 周知方法 広報はちおうじ7月1日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 健康医療部保健総務課、市政資料室、市民部各事務所、各市民センター、各図書館

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、健康医療部保健総務課の窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

ア 令和6年(2024年)12月 特定個人情報保護評価 第三者点検

イ 令和7年(2025年)1月 特定個人情報保護評価書の提出・公表

ウ 令和7年(2025年)4月以降 ガバメントクラウドの利用開始

※1「ガバメントクラウド」とは、政府の情報システムにおいて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスである。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条において、国が準備するクラウド・コンピューティング・サービスを活用した地方公共団体情報システムの利用が努力義務とされたことから、本市もこれを利用するものである。

※2「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。(特定個人情報保護評価指針より抜粋)